

申請時の注意事項（必ずお読みください）

【申請手続きについて】

(1) 公園内行為許可を申請される場合には、まず申請書下部の許可の条件をよくご確認ください。

許 可 の 条 件

- 1 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施工規則及び命令を守ること
- 2 行為中に、公園あるいは施設を滅失または毀損したときは、市長の定める額を賠償しなければならない
- 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない
- 4 行為に使用する機材等が行為中に滅失または毀損したとき、熊本城総合事務所はその責任を負うものではない
- 5 この許可の条件に違反したとき、公序良俗を乱すおそれがあるとき、施設の改良、公園の管理上必要があるとき又はその他公益上必要のあるときは許可を取り消すことがある
- 6 公園内では用具を使用したスポーツは行わないこと
- 7 観光客や他の公園使用者の妨げとならないように使用すること
- 8 公園使用後は、後片付け及び清掃を行い、原状に回復すること
- 9 そのほか、熊本城総合事務所職員等の指示に従うこと

(2) 申請様式は、申請書（1枚目）と許可書（2枚目）の2枚組です。両方に必要事項をご記入の上（捺印は必要ありません）、原則、使用日の2週間前以上前までにメールかFAXにてご送付ください。

(3) 審査が終わりましたら、メールもしくはFAXで公園内行為許可書（2枚目）を返送致します。使用内容によっては、許可条件の追加、使用場所の変更をお願いする場合があります。

(4) 当日は、公園内行為許可書を携帯して公園使用を行ってください。

【駐車場について】

- 二の丸駐車場、三の丸第一および第二駐車場、宮内駐車場（営業時間については、熊本城公式ホームページをご覧ください）をご利用いただけます。収容台数には限りがありますので、予めご了承ください。
- 駐車場は一般のお客様と同様、当日にお越しただいでのご利用となります（予約はできません）。

【撮影等で公園を使用する方へのお願い】

- 加藤神社の場合、公園内行為許可申請は不要です。直接、加藤神社（096-352-7316）へご連絡下さい。当日は、ご参拝の方やお客様の妨げにならないようご注意ください。
- 熊本城は特別史跡に指定されています。撮影等の際は、遺跡の保護について十分にご配慮をお願いいたします。
- 市民や観光のお客様も多く来園されていますので、撮影にあたってはご配慮をお願いいたします。

【ご相談・受付窓口】

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所 総務管理課（電話：096-352-5900）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

メールアドレス kumamotojou@city.kumamoto.lg.jp FAX番号 096-356-5655

熊本城公式ホームページ <https://castle.kumamoto-guide.jp>

課長	主幹	主査	担当者	許可番号	※熊本市使用欄		
				第 号	受付簿	<input type="checkbox"/>	
公園内行為許可申請書					予定表	<input type="checkbox"/>	
熊本市長様 ○○○○年○月○○日 申請者 住所 〒 860 - 8601 ○○県○○市○○区○○ ○○-○○ ○○ビル○階 団体名 株式会社 ○○○○ Tel ○○○○ 役職・氏名 代表取締役社長 ○○○○ Fax ○○○○ 担当者 ○○ ○○ Tel ○○○○ メールアドレス ○○○○@○○.○○					城彩苑 FAX	<input type="checkbox"/>	
公園内において、次の行為をしたいので申請します。					【担当者】 当日来られる方のお名前と、 当日連絡が取れる電話番号。 発送 / /	<input type="checkbox"/>	
使用期日	10月18日(土)、19日(日) 13:00~15:00				予備日(あれば)	10/20 同時刻	
使用場所 <input checked="" type="checkbox"/> 又は丸で囲む	<input type="checkbox"/> 本丸	<input type="checkbox"/> 本丸御殿 <input type="checkbox"/> 天守閣前 <input type="checkbox"/> 宇土櫓前 <input type="checkbox"/> 数奇屋丸前 <input type="checkbox"/> 飯田丸 <input type="checkbox"/> 竹の丸 <input type="checkbox"/> 笹園 <input type="checkbox"/> その他()					網掛け部分は、 熊本地震により 立入規制中の為 使用できません 【使用期日】 <例①> 複数日・時間帯固定 9/19(土)~22(火) 9:00~17:00 <例②> 複数日・複数時間帯 9/19(土)、20(日) 9:00~17:00 11/21(土)~23(月) 12:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 二の丸	<input checked="" type="checkbox"/> 芝生広場 <input type="checkbox"/> 催し広場 <input type="checkbox"/> 清爽園 <input type="checkbox"/> 野鳥園 <input type="checkbox"/> その他()					
	<input type="checkbox"/> 三の丸	<input type="checkbox"/> 三の丸広場 <input type="checkbox"/> その他()					
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 高橋公園 <input type="checkbox"/> 千葉城公園 <input type="checkbox"/> 古城堀端公園 <input type="checkbox"/> 城彩苑 <input checked="" type="checkbox"/> その他(坪井川遊歩道(坪井川沿緑地))					
行為内容	※内容の詳細をご記入ください。 (計画・企画書等を添付してください。マスコミ等取材・撮影の場合は必須。) ○○系列「○○○」番組撮影 ※企画書別途添付					【行為内容】 遠足、写真撮影など ※マスコミ等取材、撮影の場合は必ず企画書等の添付が必要です。	
人員	大人 (5) 人	小人 (2) 人	合計 (7) 人				
上記の申請について、次のとおり条件を付して許可してよろしいか。							
許可の条件							
1 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。 2 行為中に、公園あるいは施設を滅失又は毀損したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 4 行為に使用する機材等が行為中に滅失または毀損したとき、熊本城総合事務所はその責任を負うものではない。 5 この許可の条件に違反したとき、公序良俗を乱すおそれがあるとき、施設の改良、公園の管理上必要があるとき又はその他公益上必要のあるときは許可を取り消すことがある。 6 公園内では、用具を使用したスポーツは行わないこと。 7 観光客や他の公園使用者の妨げとならないように使用すること。 8 公園使用後は、後片付け及び清掃を行い、原状に回復すること。 9 そのほか、熊本城総合事務所職員等の指示に従うこと。							

※太枠内をすべてご記入ください。

課長	主幹	主査	担当者	許可番号	※熊本市使用欄			
				第 号	受付簿	<input type="checkbox"/>		
公園内行為許可申請書					予定表	<input type="checkbox"/>		
熊本市長様 申請者 年 月 日 〒 - 住所 団体名 Tel 役職・氏名 Fax 担当者 Tel メールアドレス					城彩苑 FAX	<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>		
					許可書 発送	/		
公園内において、次の行為をしたいので申請します。								
使用期日						予備日(あれば)		
使用場所 <input checked="" type="checkbox"/> 又は丸で囲む	<input type="checkbox"/> 本丸	<input type="checkbox"/> 本丸御殿	<input type="checkbox"/> 天守閣前	<input type="checkbox"/> 宇土櫓前	<input type="checkbox"/> 数奇屋丸前	<input type="checkbox"/> 飯田丸	網掛け部分は、熊本地震により立入規制中の為使用できません	
		<input type="checkbox"/> 竹の丸	<input type="checkbox"/> 笹園	<input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 二の丸	<input type="checkbox"/> 芝生広場	<input type="checkbox"/> 催し広場	<input type="checkbox"/> 清爽園	<input type="checkbox"/> 野鳥園			
		<input type="checkbox"/> その他()						
<input type="checkbox"/> 三の丸	<input type="checkbox"/> 三の丸広場		<input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 高橋公園		<input type="checkbox"/> 千葉城公園	<input type="checkbox"/> 古城堀端公園	<input type="checkbox"/> 城彩苑			
	<input type="checkbox"/> その他()							
行為内容	※内容の詳細をご記入ください。 (計画・企画書等を添付してください。マスコミ等取材・撮影の場合は必須。)							
人員	大人 () 人	小人 () 人	合計 () 人					
上記の申請について、次のとおり条件を付して許可してよろしいか。								
許可の条件								
1 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。 2 行為中に、公園あるいは施設を滅失又は毀損したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 4 行為に使用する機材等が行為中に滅失または毀損したとき、熊本城総合事務所はその責任を負うものではない。 5 この許可の条件に違反したとき、公序良俗を乱すおそれがあるとき、施設の改良、公園の管理上必要があるとき又はその他公益上必要のあるときは許可を取り消すことがある。 6 公園内では、用具を使用したスポーツは行わないこと。 7 観光客や他の公園使用者の妨げとならないように使用すること。 8 公園使用後は、後片付け及び清掃を行い、原状に回復すること。 9 そのほか、熊本城総合事務所職員等の指示に従うこと。								

※太枠内をすべてご記入ください。

※こちらの許可書も申請書と同一内容を記入し一緒に送信してください

許可番号	
第	号

公園内行為許可書

※太枠内を申請書と同じ内容でご記入ください。

申請者		年 月 日	
住所	〒 -		
団体名			
役職・氏名	様		
熊本市長 大西 一 史			
使用期日			予備日(あれば)
使用場所 <input checked="" type="checkbox"/> 又は丸で囲む	<input type="checkbox"/> 本丸	<input type="checkbox"/> 本丸御殿 <input type="checkbox"/> 天守閣前 <input type="checkbox"/> 宇土櫓前 <input type="checkbox"/> 数奇屋丸前 <input type="checkbox"/> 飯田丸 <input type="checkbox"/> 竹の丸 <input type="checkbox"/> 笹園 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 二の丸	<input type="checkbox"/> 芝生広場 <input type="checkbox"/> 催し広場 <input type="checkbox"/> 清爽園 <input type="checkbox"/> 野鳥園 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 三の丸	<input type="checkbox"/> 三の丸広場 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 高橋公園 <input type="checkbox"/> 千葉城公園 <input type="checkbox"/> 古城堀端公園 <input type="checkbox"/> 城彩苑 <input type="checkbox"/> その他()	
行為内容			
人員	大人 () 人	小人 () 人	合計 () 人

網掛け部分は、熊本地震により立入規制中の為使用できません

上記の申請について、次のとおり条件を付して許可します。

許可の条件

- 1 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。
- 2 行為中に、公園あるいは施設を滅失又は毀損したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。
- 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 4 行為に使用する機材等が行為中に滅失または毀損したとき、熊本城総合事務所はその責任を負うものではない。
- 5 この許可の条件に違反したとき、公序良俗を乱すおそれがあるとき、施設の改良、公園の管理上必要があるとき又はその他公益上必要のあるときは許可を取り消すことがある。
- 6 公園内では、用具を使用したスポーツは行わないこと。
- 7 観光客や他の公園使用者の妨げとならないように使用すること。
- 8 公園使用後は、後片付け及び清掃を行い、原状に回復すること。
- 9 そのほか、熊本城総合事務所職員等の指示に従うこと。